

役員候補者選出規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第61条第1項の規定に基づき役員の選出に関し必要な事項を定める。

(役員候補者の資格)

第2条 役員候補者は、定款第6条第1項第1号に定める正会員の資格を有し、定款に定める役員の職務および理事会の権限の執行、並びに理事会規則第2条、監査規則に定める役員の義務を担うことができる者とする。

2 役員候補者は再任を可能とするが、理事の場合、現任期中に理事会の出席率が半分に満たない場合、または在任期間が長期に渡る場合には、理事会の決議に基づき役員候補者としなないことがある。尚、在任期間の上限については、理事会において協議し、候補者選出に先立ち合意を得るものとする。

(役員総数)

第3条 役員総数は、定款第24条に規定する範囲とする。

(役員任期)

第4条 役員任期は、定款第28条に規定する任期とする。

2 役員欠員により新たに選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了または辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、役員としての権利義務を有する。

(役員候補者の選任)

第5条 監事候補者は理事会にて、理事経験者から選任する。

2 理事候補者は、各ブロック別に自薦または他薦により正会員から選任する。

(ブロック別役員定数)

第6条 役員の地域的分布の平等化をはかるため、ブロック別の理事は、次に定める人数とする。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 関東ブロック | 6名以上13名以内 |
| (2) 北海道・東北ブロック | 2名以上3名以内 |
| (3) 東海・中部・北陸ブロック | 2名以上3名以内 |

- (4) 関西ブロック 2名以上3名以内
- (5) 中国・四国・九州・沖縄ブロック 2名以上3名以内

(選挙管理委員会)

第7条 理事会は、理事の任期満了の少なくとも60日以前に選挙管理委員会を設置し、選挙管理事務の一切を委託する。

2 理事会は、理事の欠員等により、必要を認めた時は、選挙管理委員会を設置することができる。

3 選挙管理委員会は、各ブロックより選挙管理委員1名ずつを選出し、5名をもって構成する。

4 選挙管理委員会は、各ブロック持ち回りにより、選挙管理委員長1名を選出する。

5 選挙管理委員会は、委員長が招集し、開催する。

6 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、各ブロックの作業を監督し、公正な選挙の実施に努める。

7 選挙管理委員長は、理事会の求めに応じて、選挙の状況について報告を行う。また、すべてのブロックで候補者選出が終了したときには、理事会に報告する。

8 選挙管理委員の任期は、会員総会の終了の時までとし、選挙管理委員長は会員総会において選挙結果について報告を行う。

(選挙管理委員の職務)

第8条 選挙管理委員は選挙管理委員長の指示に従い、当該ブロックにおいて次の職務を行う。

- (1) 理事改選の公示及び理事立候補者の公募。
- (2) 公募のための公示期間は7日以上とする。
- (3) 立候補受付期間、選挙期日並びに開票日を正会員に通知する。
- (4) 立候補者の受付、資格審査及び立候補者名の公示。
- (5) 理事候補者が定数を超えた場合には、投票を行う。投票を必要としない場合は、速やかに選挙管理委員長に報告すると共に正会員に公示する。
- (6) 投票用紙の作成、配付、開票（回収並びに集計を含む）、有効・無効の決定。
- (7) 開票結果を選挙管理委員長に報告すると共に正会員に公示する。
- (8) その他選挙管理及び役員選出に係る必要な事務処理を行う。

なお、選挙管理委員は理事候補者となることができない。

(投票の方法)

第9条 理事候補者を選出する投票は、ブロックごとに行い、無記名投票とする。

2 投票権は正会員1名につき1票とする。

3 投票は、連記制とし、すべての候補者名を記載した投票用紙を用いる。尚、丸以外の記入があったもの、丸の数が事前に定めた規定数を超えるものは、無効票とする。

5 開票は、少なくとも1名の正会員の立合いのもとで選挙管理委員が行い、選挙人による開票の参観を拒むことはできない。

6 投票結果の上位から順次定数までを当選者とする。

7 最下位となる当選者の得票数が同数の場合は、選挙管理委員は、公正性を担保したうえで、抽選をもって決定する。

(選任)

第10条 この規則に基づき選出された役員候補者について、定款第19条（決議）により総会において信任を受けるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行の日をもって、日本女性科学者の会の内規「会長選出について」は廃止する。

第3条 この規則は、平成28年4月24日開催の第13回理事会で改定し、平成28年5月22日から施行する。

第4条 この規則は、平成31年3月10日開催の第28回理事会で改定し、平成31年4月1日から施行する。

第5条 この規則は、平成31年4月21日開催の第29回理事会で改定し、令和元年5月28日から施行する。